

朱鞠内湖淡水漁業協同組合 上内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する上内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、又は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該漁業権の対象となっている水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種は、中欄に掲げる区域で右欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

魚 種	区 域	期 間
い と う	すべての区域	5月1日から12月10日
や ま べ	すべての区域	6月1日から12月10日

- 2 前項の公表は、この組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ中欄に掲げる漁具・漁法でかつ、それぞれ右欄に掲げる範囲内でなければならない。

水産動物	漁具・漁法	範 囲
わかさぎ	釣 り	1人につき2本以内
	たも網	網口の最長部 40 センチメートル未満 網の長さの最長部 40 センチメートル未満 1人につき1本以内
こ い	釣 り	ふな、やまべ、いとう、あめますを含め1人につき2本以内、 ただし1月10日から4月10日まで加算料金を払うことで5本以内
ふ な	釣 り	こい、やまべ、いとう、あめますを含め1人につき2本以内、 ただし1月10日から4月10日まで加算料金を払うことで5本以内
や ま べ	釣 り	こい、ふな、いとう、あめますを含め1人につき2本以内、 ただし1月10日から3月31日まで加算料金を払うことで5本以内
い と う あめます	釣 り	こい、ふな、やまべを含め1人につき2本以内、ただし1月10日から4月10日まで加算料金を払うことで5本以内

※ただし書き以下のやまべについては、1月10日から3月31日まで

- 2 遊漁には、12V 以下のバッテリー式の動力以外の動力船舶を使用してはならない。
- 3 第4条及び第5条に掲げる期間のうち1月10日から4月10日までの期間に遊漁する場合は、氷の穴の大きさは直径 20 cm を限度とする。
- 4 やまべ・いとう・あめますの遊漁には、かえしのない針で2本以内とし、ひとつの針に2本以上ついている針、又は三本針は使用してはならない。
- 5 やまべ・いとう・あめますの遊漁には、軟質プラスチック（ワーム）及び合成素材付け餌（パワーベイト）を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、1月10日から4月10日までの遊漁は、日の出から午後4時までの時間内でなければならない。

水産動物	期 間 ・ 時 間
わかさぎ	6月1日～12月10日及び1月10日～4月10日 日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内 ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。
こい、ふな、 いとう、あめます	5月1日～12月10日及び1月10日～4月10日 日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内 ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。
やまべ	6月1日～12月10日及び1月10日～3月31日 日の出1時間前から日没1時間後までの期間内で組合が定めて公表する時間内 ただし、理事の承認を受けた組合が行う釣りのイベントなどある場合は上記の時間外でも行えるものとする。

- 2 前項の公表は、この組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1 基点第1号と基点第2号を結んだ線から東側の区域	周 年
2 基点第3号と基点第4号を結んだ線から西側の区域	
3 基点第5号と基点第6号を結んだ線から東側の区域	
4 基点第7号と基点第8号を結んだ線から西側の区域	
5 基点第9号と基点第10号を結んだ線から南側の区域	
6 基点第11号と基点第12号を結んだ線から東側の区域	
7 基点第23号と基点第24号を結んだ線から南側の区域のうち、基点第8号、基点第15号、基点第14号、基点第13号、基点第16号、基点第17号及び基点第18号を順に結んだ線と湖岸に囲まれた区域を除いた朱鞠内湖の区域、基点第9号と基点第10号を結んだ線から北側の区域のうち、ウツナイ川との合流点に至る宇津内湖の区域	1月10日～4月10日
8 基点第19号、基点第20号、基点第21号、基点第22号の各点を順次に結んだ線から南側を除いた区域	5月1日～12月10日 及び 1月10日～4月10日は 遊漁者船舶乗入れ 禁止
9 基点第23号、基点第24号を結んだ線から北側の区域から、泥川の白樺橋までの区域、ブトカマベツ川の母子里橋までの区域、モシリウンナイ川の子鞠内橋までの区域、モシリウンナイ川支流のテセイルテシュペ川のモシリウンナイ川合流部から里見橋の間、及びウツナイ川の宇津内湖合流点からイワナ橋までの区域の本支流	5月1日～5月20日 及び 1月10日～4月10日
10 ウツナイ川のイワナ橋から上流の本支流、泥川の白樺橋から上流の本支流、ブトカマベツ川の母子里橋から上流の本支流、陰の沢川の本支流、及びモシリウンナイ川の子鞠内橋から上流の本支流、ただしモシリウンナイ川支流のテセイルテシュペ川はモシリウンナイ川合流部から里見橋の間は除く	周 年
摘要 基点第1号から基点第24号の位置は、別表1のとおりとする。	

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

水 産 動 物	大 き さ
い と う	全 長 5 0 c m 以下 ・ 6 5 c m 以上

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

水 産 動 物	尾 数
い と う	1 年間 1 尾
や ま べ	1 日 合わせて 5 尾
あ め ま す	
わ か さ ぎ	1 日 1 0 0 0 尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中高等学校生徒又は障害者手帳保有者のときは掲げる額の二分の一に相当する額とし、幌加内町内の住民票がある場合は大人は半額とし、小中高等学校生徒及び障害者手帳保有者は無料とする。次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

水産動物	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料	
わかさぎ いとう やまべ あめます こい ふな	釣り (2本以内)	1月10日から 4月10日まで	1日券	1,300円
			回数券(6回券)	6,500円
	追加竿 加算料金 (わかさぎを除き上記を含め5本以内)		1日券	500円
いとう やまべ あめます	釣り(擬似鉤を用いたもの) (ルアー・フライ、テンカラ) (2本以内)	5月1日から 12月10日まで	1日券	1,500円
			1週間券	4,500円
			1月券	10,000円
			シーズン券	22,000円
いとう やまべ あめます	釣り (2本以内)	5月1日から 12月10日まで	1日券	2,500円
			1週間券	7,500円
			1月券	15,000円
			シーズン券	33,000円
わかさぎ	釣り (2本以内) たも網(1本)	6月1日から 12月10日まで	1日券	500円
こい ふな	釣り (2本以内)	5月1日から 12月10日まで	1日券	500円

※消費税及び地方消費税を含む

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 幌加内町字朱鞠内 朱鞠内湖淡水漁業協同組合
- (2) 幌加内町字朱鞠内 レークハウスしゅまりない
- (3) 幌加内町字朱鞠内 キャンプ場案内所
- (4) 幌加内町字母子里 コンカフェ
- (5) 幌加内町字母子里 クリスタルパーク

3 既納の遊漁料は、これを還付しない。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(備考)

○注意事項

1 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所(電話番号 0165-38-2470) までご一報ください。

2 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

○ワーム等の使用禁止

遊漁規則第4条第5項の規定により、軟質プラスチック(ワーム)及び合成素材付け餌(パワーベイト)を使用しての遊漁を禁止しております。

○キャッチアンドリリースの規則

1 イトウ及びやまべはすべての区域でキャッチアンドリリースとなります。ただし、1月10日から4月10日までの期間はイトウは年間1匹、やまべ、あめますは合わせて1日5匹のキープは可能です。また、キャッチアンドリリースの際は速やかに再放流してください。

2 やまべ・いとう・あめますの遊漁には、かえしのない針で2本以内としひとつの針に2本以上ついている針、又は三本針(トリプルフック)は使用してはならない。

○当組合が行っている増殖事業

1 当組合が行っている増殖手法は産卵床の造成及び保護、稚魚・成魚・発眼卵の放流、魚道の設置、密漁監視等です。

○当組合が行っている漁場管理

1 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、イトウにおける遊漁者の、採捕数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますので御協力ください。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川（湖）底をかくはんしてはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(備考)

○注意事項

漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇してはならない。

(違反者に対する措置)

- 第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は規約で定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1

基点番号	標柱の位置
基点第 1 号	取水口アバ左岸に設置した標柱の位置
基点第 2 号	取水口アバ右岸に設置した標柱の位置
基点第 3 号	連絡水路入口右岸に設置した標柱の位置
基点第 4 号	連絡水路入口左岸に設置した標柱の位置
基点第 5 号	宇津内崎に設置した標柱の位置
基点第 6 号	ピッシリ崎に設置した標柱の位置
基点第 7 号	堰堤崎に設置した標柱の位置
基点第 8 号	富成崎に設置した標柱の位置
基点第 9 号	雨竜第二ダム左端から左方湖岸線沿いに 200 メートルの点に設置した標柱の位置
基点第 10 号	雨竜第二ダム右端から右方湖岸線沿いに 200 メートルの点に設置した標柱の位置
基点第 11 号	土堰堤北崎に設置した標柱の位置
基点第 12 号	土堰堤南崎に設置した標柱の位置
基点第 13 号	盆栽崎に設置した標柱の位置
基点第 14 号	藤原南裏崎に設置した標柱の位置
基点第 15 号	藤原南南崎に設置した標柱の位置
基点第 16 号	北大島南端に設置した標柱の位置
基点第 17 号	北大島北端に設置した標柱の位置
基点第 18 号	ハッスル崎に設置した標柱の位置
基点第 19 号	土場崎に設置した標柱の位置
基点第 20 号	北大裏ワンド中央崎に設置した標柱の位置
基点第 21 号	なまこ崎に設置した標柱の位置
基点第 22 号	ペペロン崎に設置した標柱の位置
基点第 23 号	テン狗の鼻崎に設置した標柱の位置
基点第 24 号	モシリウンナイ崎に設置した標柱の位置

